

審査登録サービス契約書

認証プログラム：認証登録（更新）審査・定期審査

委託者：

（甲方）

受託者： SAC

（乙方）

契約場所：

契約日： 年 月 日

※有効期限：契約締結日から登録証書の3年間の有効期限迄とする。

第1条、契約範囲

1. 甲からの正式な申し込みにより、乙は以下の規格に基づき甲のマネジメントシステムに対し審査をし、認証登録の付与又は維持を判断して、判定結果に基づき登録証書を発行する。

認証プログラム		認証基準	認定機関	注記
<input type="checkbox"/> QMS	<input type="checkbox"/> 認証 <input type="checkbox"/> 再認証 <input type="checkbox"/> 適用範囲の変更	<input type="checkbox"/> ISO9001 : <u>2015</u>	<input type="checkbox"/> CNAS 登録 <input type="checkbox"/> RVA 登録 <input type="checkbox"/> ANAB 登録	
<input type="checkbox"/> EMS	<input type="checkbox"/> 認証 <input type="checkbox"/> 再認証 <input type="checkbox"/> 適用範囲の変更	<input type="checkbox"/> ISO14001 : <u>2015</u>	<input type="checkbox"/> CNAS 登録 <input type="checkbox"/> RVA 登録 <input type="checkbox"/> ANAB 登録	
<input type="checkbox"/> その他				

2. 適用範囲：

(登記簿謄本、監督官庁から許認可を受けた範囲内である必要があります。又適用範囲は現場審査後に、乙の認証結論により確定します)

審査対象地点 (多数現場・サイト<審査対象現場>は添付ファイルを参照)

3. 審査対象人数 人

(注)：統合審査の場合、システムにより従業員数が違う場合は各々明記してください。

第2条、認証費用及び支払条件：

1. 一括払い： 円、支払時期：ご請求書による。
2. 分割支払：お見積り金額及び支払い時期は下記の通り。(単位：円)

項目		QMS	EMS	分割支払い時の割合と時期
審査プログラム				
認証／更新 審査	申請料			ご請求書による
	審査料			
	認証登録料			
定期審査	第1回定期審査料			定期審査後
	第2回定期審査料			定期審査後
		-	-	-
CNAS	RVA	・ANAB 以外に RVA/CNAS を同時登録される場合は、証書受領前まで一括にてお支払い下さい。 ・又登録有効期限内に ANAB のみ取消される場合 RVA /CNAS の定期審査料,年金を改めて再計算致します。		

注意事項	1,支払い方法：銀行口座への振込み又は小切手による。 2,振込み手数料：受審組織にてご負担下さい。 3. 年 月 日に承認された「審査登録サービス見積書」も本契約書の一部とし本書と同じく法的な効力を有する
------	--

3. 審査期間中、審査チームの交通費、宿泊費は実費分を甲の負担とする（但し、審査地点が愛知県近郊で宿泊を伴わない場合はその限りではない）。

第3条、審査時期

1. 審査実施の希望時期： 年 月。審査時期は甲の希望に則り、双方で検討の上、決定する。マネジメントシステムの認証審査は二段階にて分けて行う。
2. 実際の審査工数は、認可基準の要求事項、申請組織の有効人数、審査対象の業務内容、リスク、製品、プロセス及び環境側面の複雑度、技術及び法律・規制、マネジメントシステムのアウトソース、対象場所の数及び規模、前回までの監査の結果、審査方法（統合審査、又は一体化した審査）を考慮により、決定される。
3. 認証登録期限は3年とし、登録有効期限内に、乙は甲に対し定期審査を実施する。
 - 1) 初回認証審査後、第1回定期審査は認証決定日から12ヶ月以内に実施される(QMS、EMS、OHSMSに適用する)。定期審査は毎年実施する必要がある、且つ実施する間隔は15ヶ月を超えないこと(QMS、EMS、OHSMSに適用する)。
 - 2) ただし、本契約書の第5条の9、10の状況が生じた場合、或いは、季節性や期間限定などの特性があるマネジメントシステム（審査対象現場の審査等）の審査の場合、適切な時期に定期審査の回数を追加又は調整する場合がある。
4. 適用範囲に含まれた製品製造又はサービス提供活動が正常に運用されている時期に現場審査を手配する。
5. マネジメントシステムの更新審査は登録有効期限までの1-2ヶ月前に実施し、審査中に発見された不適合に対して、有効期限内に是正処置が実施され、有効性の検証が完了する必要がある。なお、更新審査を登録有効期限以降に実施する場合は、認証審査となる。又甲のマネジメントシステム、組織又は運用環境に大幅な変更がある場合は、第一段階審査を追加する場合がある。
6. 他の審査機関からの移管組織に対しては、認証サイクルは乙の認証レビューの結果により _____ と確定する。

第4条、リスク

1. 甲、乙両方が自社事情により（不可抗力を除く）、契約書に基づき認証審査を実施／受審できない場合、解約料として、甲は乙に認証費用の残金の30%を支払うこと。
2. 定期審査又はその他の監査活動により、適合性の要求事項を含め、持続的に認証要求事項を満たせない／重大な違反状況が発生した場合、乙は甲の登録を一時停止できる。その際、3ヶ月以内に不適合に関する是正処置を実施し、有効性の評価を完了させるよう乙に要求する。甲は3ヶ月以内に是正処置が完了しない場合は、乙は規定により登録された適用範囲の縮小又は取り消しを行う。又甲に登録証書の交換又は返却を要求する。
3. 甲から見積書通りに審査料金の支払いがなく、督促後3ヶ月以内に支払いがない場合、及

び又は定期審査の実施間隔が12ヶ月を超えた場合、乙は登録証書の発行を中止又は登録を一時停止できる。それでも是正されない場合は、認証を取り消し登録証書の返還を要求する。

4. 甲は認証審査前に又は登録有効期限内に、登録範囲内における法的に要求された有効資格／免許を乙に提出できない場合は、登録証書の発行又は認証維持に影響する可能性がある。それに生じるリスクは甲に帰するものである。
5. 登録申請及び維持の期間中、甲は認証・認可に関する法令・規制・条例を順守し、且つマネジメントシステムの運用状況について実態を乙に明示し、いかなるマネジメントシステムの運用に影響する事実、事件等を隠蔽しないこと。それに伴って生じるかもしれないリスクは甲に帰するものである。
6. 新型コロナウイルス感染拡大による現地審査が適用されない地域において、遠隔技法を用いて認証審査を実施するためにICT利用（ICTとは、情報の収集、保存、読み出し、処理、分析及び伝送に技術を利用することである。ICTには、スマートフォン、携帯端末、ラップトップコンピュータ、デスクトップコンピュータ、ドローン、ビデオカメラ、ウェアラブル技術、人工知能及びその他の、ソフトウェア及びハードウェアが含まれる。）が提案された場合、甲は、提案されたICTの利用を支援するために必要なインフラを備えなければならない。また、認証審査の目的でICTを利用する前に、認証審査の目的でICTを利用することについて、甲と乙との間で、情報セキュリティ及びデータ保護の対策及び規則に従って相互に合意しなければならない。その他の特記事項があれば、関連規定を参照する。

第5条、責任と権限

1. 甲方

- 1) 「審査通知書」に従い、現地審査のニヶ月前に乙に社内文書を提出する。
- 2) 乙に、審査に必要な作業環境、文書、交通手段、宿泊等を手配又は提供をする。
- 3) マネジメントシステムの認証規定により、合意した審査期日までに審査を受ける。受けない場合、乙は「認証資格の許可、維持、拡大、縮小、一時停止、撤回、取消し」の規定に従い処置する。
- 4) 申請時に実際の状況に応じて審査対象人数を提示する。現地審査の際、実際の審査対象人数と申請の人数が整合しない場合、乙は実際の人数により必要な審査工数を調整し審査する場合がある。なおその際の審査費用も調整する。
- 5) 受審する前に、甲は乙に機密書類の有無を確認しなければならない。認証活動の有効性・完全性を確保するため、乙はやむを得ず、前記の書類を審査することとなった場合、甲は状況に応じて、関係書類を乙に提示すること。
- 6) 甲はマスコミ（インターネット、パンフレット又は広告）或いはその他の文書において、認証登録状態を宣伝する際、乙の「認定マーク、登録マーク及び登録証書の使用と管理規定」を順守しなければならない。認証登録資格に関して、誤解されやすい説明はしてはならない。認証文書又はその他の部分を使用する際、誤解されるような方法をしては

ならない。また、登録が撤回になった場合、乙の規定通り、登録証書とマークを記載した宣伝資料の使用を直ちに停止しなければならない。登録範囲が縮小される場合、すべての宣伝資料を改訂しなければならない。マネジメントシステムの認証登録資格を使用する際、乙が製品（サービスを含め）又はプロセスが認証されているような説明文書を使用してはならない。認証登録が適用範囲以外の活動に適用されているかのような説明文書を使用してはならない。認証登録資格を使用する際には、乙及び（又は）認証制度に名誉毀損や信頼喪失等の行為をしてはならない。甲は登録証書、乙及び認定機関のマーク、並びに国際相互承認マークを製品に直接に印刷することや、誤解されるような方法で使用してはならない。乙は関係規定に基づき、甲の登録証書に関する情報（例：受審組織名、登録番号、適用範囲、有効期限など）を公開する。

- 7) 認証規定に基づき、甲は、現地審査において認定機関（CNAS、ANAB、RVA）の立会い審査を受け入れることに合意する。認定機関から派遣された者は、審査チームの審査活動が適切に行われているか検証するものである。又、特定機関に関連情報及び報告書などを提供する。
- 8) 甲は認証登録後に、マネジメントシステムを持続的に運用すること。
- 9) 登録維持の期間内、以下の状況が発生した場合は発生日より5日以内に乙に連絡する。
マネジメントシステムに重大な不適合が発生した場合；監督官庁により製品の不適合、又環境／労働安全衛生上の改善命令などが発生した場合；顧客から品質／環境／労働安全衛生面に関する重大な苦情が発生した場合；関連する法規制に対して違反行為を発見した場合；品質／環境／労働安全衛生面に関して、重大な事故が発生した場合。その際、乙は「審査登録の承認、維持、範囲拡大、範囲縮小、一時停止、撤回、取り消し」に従い、処置する。場合によっては定期審査の回数を適切に増加させる場合もある。
- 10) 登録維持の期間内、マネジメントシステムが規格の要求事項を持続的に順守できない以下のような変更事項があった場合は、ただちに乙に連絡する。
 - a.法律上の変更（謄本変更）、経営状況、組織の状況又は所有権の変更
 - b.組織の体制変更、経営層の交代（例えばトップマネジメント、管理責任者など）
 - c.連絡先の変更（所在地、電話、FAX等）
 - d.マネジメントシステムの登録範囲の変更
 - e.マネジメントシステム及びプロセスにおける重大な変更
 - f.その他
- 11) 乙に対して苦情・クレーム及び異論が生じた場合、乙又は認定機関に報告書を提出して申し立てる。

2. 乙方

- 1) 本契約書に従い、マネジメントシステムの認証・定期審査を実施する。乙は甲に審査スケジュールを通知し、甲は異議がある場合は乙に連絡して協議の上、決定する。
- 2) 認定基準に従って、審査員登録資格を有する審査員を派遣して現地審査を行う。必要に応じて技術専門家を派遣する場合もある。

- 3) 公正的、論理的、客観的、実務的に審査を行い、事実に基づき審査の結論を出す。
- 4) 本書の規定以外、甲の公表されない情報について、甲から合意（書面）をもらわない限り、第三者に開示しない。但し、法律上の要求がある場合はこの限りではない。法律上の制限以外に、資料や情報を開示する場合は事前に甲に連絡する。
- 5) 審査報告書・推薦書を受領後、30日以内に審査の完了状況の判定を行い、登録が認められた場合には登録証書を発行する。
- 6) 審査過程でサンプリングで入手した審査証拠に対してのみ責任を負う。
- 7) 乙は甲から見積書に合意を得た認証費用のみ受領できる。派遣した審査員は甲より一切のリポートを受領しない。
- 8) 審査基準となる規格や認定機関の規定に変更が生じた場合は、認定機関の要求に応じて移行期間を定め、変更された審査基準を甲に通知する。

3. 甲と乙

甲と乙はオブザーバーによる審査への立会いがある場合、実施前に立会いと理由について合意しなければならない。オブザーバーは審査プロセスと結果について影響を与えない。又干渉してはならない。

(注)：オブザーバーは甲の役員、コンサルタント、認定機関からの検証審査員、その他合理的な理由のある人員において可能である。

第6条、紛争とその処理

所在地の法的規制により本書を作成する。実行に際し、紛争が生じた場合、双方協議の上、円満解決する。解決しない場合は、以下のように処理する。

1. 裁判所に仲裁判断を申し立てる。
2. その他、司法のプログラムに従い解決する。

第7条、その他

1. 甲は適用範囲、審査基準等の変更を希望する場合、1ヶ月前までに乙に変更の申請書を提出する。乙は変更申請書を受領後、変更内容についてレビューし、登録証書を再発行するが、有効期限は変更無いものとする。また、認証登録前（申請後）に甲の審査対象地点が変更される場合、契約書に確定された情報の一致性を確保するため、変更状況を明記した覚書を締結するよう、乙の関係担当から甲に連絡要請する。
2. 登録証書の作成と発効期限
 - a. 甲が登録証書のサンプルを確認してから、乙は正式な証書を作成・発行する。但し甲が1ヶ月以内に確認しない場合は棄権したものと見なす。
 - b. 登録証書の発行から、3ヶ月以内に甲が受領しない場合、乙は甲の登録を取り消すことができる。その場合でも乙は認証審査費用を甲に催促する権利を有する。
3. 本書はサイン・捺印の上、発効する。
4. 本書を勝手に改訂してはならない。どちらか一方に本書の変更の意向があれば、双方協議して変更する。
5. 本書（添付文書含む）が__部作成され甲、乙がそれぞれ__部持ち法的効力が同様とする。
6. 現行の法規制及びその他の要求事項に変更又は相違が生じた場合、法規制を基準として適正に直ちに改訂し、改訂部分について甲乙共に順守する。

PD-9

委託者／受審組織（甲）： (捺印)

代表者／代表者氏名：

担当者氏名： 電話番号：

本社所在地： 郵便番号：

領収書の発行：

いいえ はい（発行に必要な資料をご提出ください）

宛先（受審組織と違う場合）：

銀行名及び口座番号：

受託者／審査組織（乙）： SAC（捺印）

代表者／代表者氏名：

担当者氏名： 電話番号：21-5238-8977

本店所在地：NO.258WuyiRoadshanghaiPRC 郵便番号：200-050

銀行名及び口座番号：三菱UFJ銀行 金山支店

口座名義 エスエーシージャパン株式会社

普通預金 3535666

2024年9月30日制定

2024年10月28日発効